

海陽町部落差別撤廃・  
人権擁護に関する総合計画

令和4年（2022年）3月  
海 陽 町

# 海陽町部落差別撤廃・人権擁護に関する総合計画目次

## 第1章 総合計画策定の目的

- 1 総合計画策定の目的 ..... 1
- 2 計画の性格 ..... 1

## 第2章 人権施策の推進方向

- 1 隣保館事業の充実 ..... 3
- 2 人権教育・啓発の推進 ..... 3
- 3 相談・支援の充実 ..... 6
- 4 調査研究、情報収集・提供の推進 ..... 7
- 5 さまざまな主体との協働の推進 ..... 8

## 第3章 分野別人権施策の推進

- 同和問題（部落差別） ..... 9
- 女性 ..... 10
- 子ども ..... 11
- 高齢者 ..... 13
- 障がいのある人 ..... 14
- 外国人 ..... 16
- 病気にかかわる人 ..... 17
- 災害・避難所における人権 ..... 18
- 刑を終えて出所した人 ..... 18
- 犯罪被害者等 ..... 19
- インターネットによる人権侵害 ..... 19
- 性的指向・性自認（LGBTQ）等の性的マイノリティ ..... 19
- ホームレス ..... 20
- 自殺対策の推進 ..... 20

#### 第4章 推進体制

- 1 庁内推進体制 ..... 2 1
- 2 国、県、関係機関・団体との連携 ..... 2 1
- 3 町民、ボランティア・NPO、企業等との連携・協力の推進 ..... 2 1

#### 資料

- 1 海陽町部落差別撤廃・人権擁護に関する条例 ..... 2 2
- 2 徳島県部落差別事象の発生の防止に関する条例 ..... 2 4
- 3 部落差別の解消の推進に関する法律 ..... 2 6
- 4 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 ..... 2 8

# 第1章 総合計画策定の目的

## 1 総合計画策定の目的

昭和23年（1948年）に国連総会で世界人権宣言が採択されました。その前文の中で、「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」とされています。この宣言の理念を踏まえて「人権教育のための国連10年」をはじめとする人権確立に向けた国際的な取り組みが進められてきました。

国においては、「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画（国連10年国内行動計画）」に基づき、人権確立・擁護の取り組みが進められ、県では、平成8年（1996年）に「徳島県部落差別事象の発生の防止に関する条例」の公布・施行がされ、部落差別事象の発生の防止と基本的人権の擁護が図られています。

本町では、これまで同和問題をはじめとするさまざまな人権問題の解決に向け、諸施策の推進を図るとともに、多くの機関や団体との連携・協力により、人権教育・啓発の取り組みを進めていますが、今なお同和問題をはじめ、女性、子ども、障がいのある人、その他の社会的弱者等にかかわる人権問題が存在しています。

そのような中、平成28年（2016年）に、「部落差別の解消の推進に関する法律」（以下「部落差別解消推進法」という）が施行されたことを受け、本町では令和元年（2019年）に「海陽町部落差別撤廃・人権擁護に関する条例」の改正を行い、町民の責務及び町の施策を明らかにし、人権が尊重されるまちづくりの実現に努めているところです。改正しました条例第1条には、この条例の目的として「すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法の理念及び同和対策審議会答申の精神、部落差別のない社会の実現をめざす部落差別の解消の推進に関する法律等にとり、（中略）部落差別撤廃・人権擁護を図りもって平和な明るい地域社会の実現に寄与する」と謳っています。この目的を達成するため条例第4条に基づき、今後の人権施策の基本指針として、「海陽町部落差別撤廃・人権擁護に関する総合計画」を策定します。

## 2 計画の性格

### (1) 計画の性格

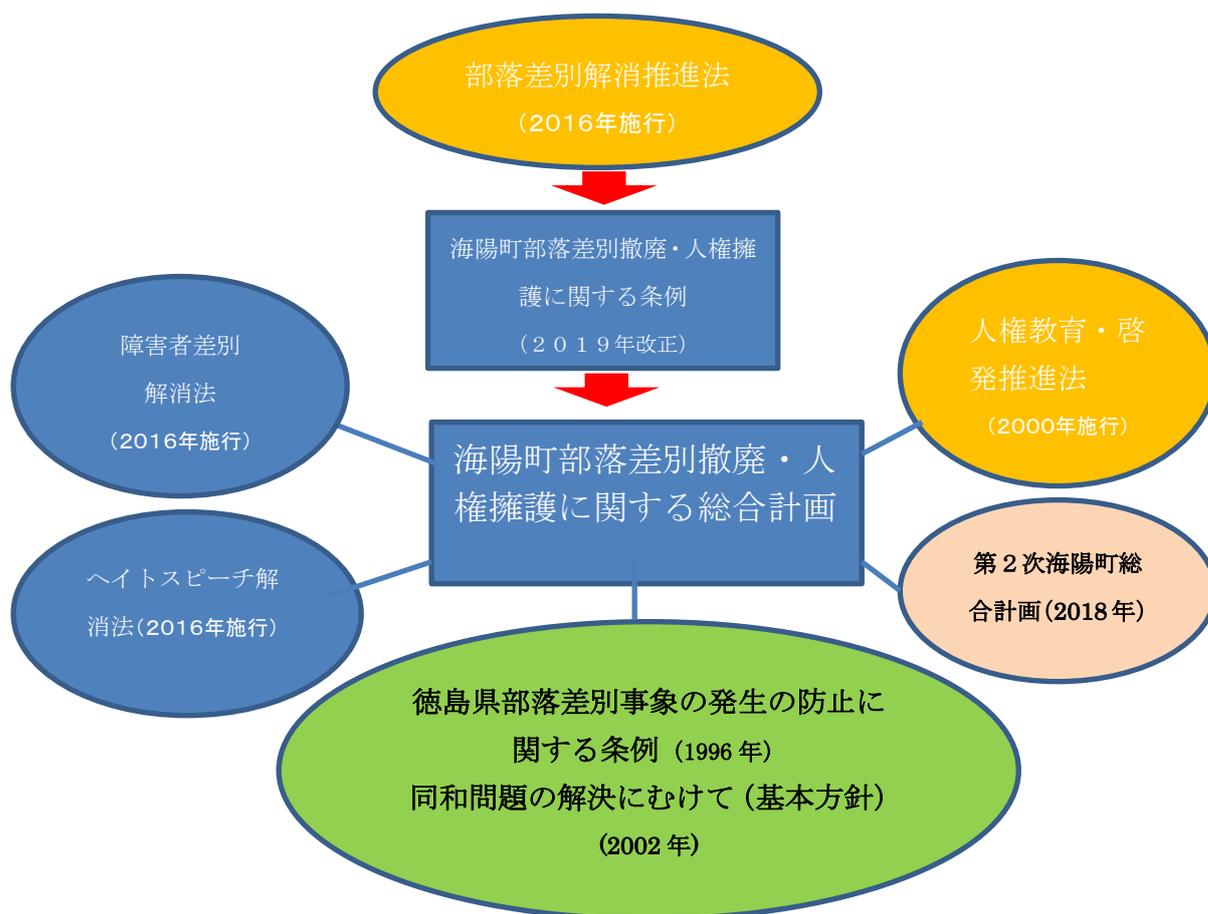
この計画は、平成28年（2016年）に施行された「部落差別解消推進法」をはじ

め、平成12年（2000年）に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）」、平成28年（2016年）に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」、に基づくものとします。また、県の「徳島県部落差別事象の発生の防止に関する条例」や「同和問題の解決にむけて（基本方針）」を踏まえています。

これらの法律等の趣旨を踏まえ、本町における人権教育及び啓発をはじめとする各施策・事業を推進するための基本的な指針となるものとして、この計画を策定します。

## （2）海陽町総合計画との整合

この計画は、海陽町総合計画との整合を図りながら、人権教育及び人権啓発の各施策を推進するものとします。



イメージ図

## 第2章 人権施策の推進方向

### 1 隣保館事業の充実

隣保館は、地域社会全体の中で福祉の向上や同和地区における拠点施設、又は住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、生活上の各種相談事業や部落問題をはじめとする人権課題の解決のための各種事業を総合的に行っており、町の人権施策において重要な活動を担う施設です。町との連携をさらに深め、この計画の目的達成のため事業の充実を図っていきます。

#### 主な事業

- (1) 社会調査研究事業
- (2) 相談事業
- (3) 啓発・広報活動事業
- (4) 地域交流事業
- (5) 周辺地域巡回事業
- (6) 地域福祉事業

### 2 人権教育・啓発の推進

本町では、これまで同和問題（部落差別）をはじめとしたあらゆる差別の撤廃と人権が尊重される社会の実現をめざして、人権教育・啓発を推進してきました。

部落差別を解消するための教育及び啓発については「部落差別解消推進法」第5条では「地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。」と地方公共団体の役割が示されています。また人権教育については「人権教育・啓発推進法」の第2条において、「人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動をいう。」とされています。

#### (1) 人権教育の推進

本町においてもさまざまな人権問題があり、社会情勢の変化により人権の新たな課題も見受けられるようになってきています。

そのため、これまでの人権教育の成果と課題を踏まえつつ、町民が人権に関する正しい知識を身につけるとともに、人権尊重の精神についての理解が深まっていくよう施策

を推進する必要があります。

① 家庭や地域において

(ア) 家庭は、愛情やしつけなどを通して、子どもが社会の基本を身につける教育の原点であり、子どもたちの人権意識の形成に重要な役割を担う大切な教育の場です。

そのため、子どもの成長段階に応じ、自他を大切にできる心や男女が平等に人権意識を育めるよう、家庭教育に関する啓発の推進を図ります。

(イ) 地域において、町民一人一人が大切にされ、人権尊重の精神を当たり前の社会意識として身につけ行動し、人権を基本とした人間関係が広く社会に根付くよう努めます。

② 学校等において

(ア) 就学前においては、乳幼児期は人生の中で一番多くの刺激を受け、それを柔軟に吸収でき、生涯にわたって人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。

次代を担う子どもたちが人間として心豊かにたくましく生きる力を身につけられるよう、保育所、幼稚園、家庭、地域等が連携・補完し、人権感覚の基盤となる自尊感情が育まれるよう努めます。

(イ) 一人一人の児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義内容等について理解し、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり、それが、さまざまな場面等で具体的な態度や行動に現れるよう、学校の教育活動全体を通して、人権教育の推進に努めます。

③ 社会教育において

(ア) 社会教育において、幼児から高齢者に至る幅広い層を対象とし、それぞれのライフステージ、ライフスタイルに応じて、人権に関する講座の開設や交流活動を展開していくことを通じ、さまざまな人権問題についての理解を図るとともに、人権尊重の意識の高揚に努めます。

(イ) 生涯学習の視点から、人権に関わる教育活動の充実と町民の学習意欲を高められるよう、地域の実情に応じた企画の開発に努めます。

(ウ) 一人一人の人権問題に対する正しい理解を深め人権意識を高めるため、自治会や海陽町人権教育協議会との連携・支援に努めます。

#### ④ 町職員について

人権施策の円滑な推進を図るには、その担い手となる職員の豊かな、鋭い人権感覚、そして問題解決に向けて実践力が求められます。

そのため、各種研修会や人権研修などを充実させ、人権尊重の視点に立った対応ができるよう、所属長を中心に職場内の人権意識・感覚の高揚に努めます。

#### ⑤ 教職員について

学校において人権教育を進めるに当たっては、まず、教職員自身が人権尊重の理念を十分認識することが肝要です。日頃の言動や姿勢を見つめ直し、知的理解や人権感覚を高めていくことや、人権教育の指導方法等の工夫改善に協働して取り組むことが大切です。

そうしたことから、学校において、人権教育に関する研修の位置づけを明確化し、研修内容の充実を図り、取り組むことは大変重要です。

教職員自らが人権に関する深い知的理解と、確かな人権感覚を高めていくため、関係機関や関係団体等と連携し、よりよい研修の充実・支援に努めます。

### (2) 人権啓発の推進

町民一人一人が、人権を他人事ではなく自分の問題としてとらえ、人権問題の正しい理解と認識を深め、日常の活動につなげ、暮らしの中に根付かせるためには、人権教育とともに人権啓発の積極的な推進が必要です。

今後は、人権意識の日常化や人権侵害を許さない意識の醸成を図るため、あらゆる機会・媒体を活用するとともに、啓発内容やその手法に工夫を加え、法務局をはじめとする関係機関や海陽町人権教育協議会などの関係団体との協力・連携を強化し、啓発活動の推進に努めます。

#### ① 人権啓発事業の開催

人権及び人権問題への関心を高めるため、町民の人権意識の高揚のための事業を実施します。

#### ② 広報紙等による啓発

町の広報紙等による啓発を継続するとともに、その他利用可能な広報媒体を活用しながら、さまざまな人権問題について情報提供し、その解決のため人権啓発に努めます。

#### ③ 企業に対する啓発の推進

同和問題をはじめ、さまざまな人権問題に関して開催される企業の研修会等に、関係機関と連携し、情報提供や人権啓発への協力をを行い、人権尊重に基づく職場づくりの支援

を行います。

#### ④ 関係機関団体との協力・連携

(ア) 県及び関係機関・団体や海陽町人権教育協議会、海陽町民生児童委員協議会、海陽町人権擁護委員との連携を図りながら、人権尊重意識の普及・啓発に努めます。

(イ) 差別事象など、人権侵害事象の対応については、法務局等の関係機関・団体と連携し、原因等の分析、再発防止に努めます。

### 3 相談・支援の充実

人権が尊重され、一人一人が、かけがえのない個人として尊重され、自立した個人として暮らしを営める社会は、町民の共通した願いです。

しかし、予期せず人権に関するさまざまな問題や人権侵害事象に直面したときに、適切な支援・救済に結びつけるため、相談・支援に関する体制の充実が必要となります。

近年の複雑・多様化する人権相談に対応するためには、それぞれの専門的な助言・支援が求められています。

そのため本町では、町独自に人権相談員を配置し、人権相談に取り組んでおります。国や県、その他関係機関との連携強化を図り、人権相談員の資質向上等相談機能の充実に努めるとともに、迅速かつ柔軟に対応すべく関係団体との連携に努めます。

#### ① 相談機関・窓口の連携

人権に関するさまざまな問題について、町民が気軽に安心して相談できるよう、法務局や県をはじめ、専門的な機関と連携し、相談窓口の周知や充実に努めます。

#### ② 相談体制の充実

(ア) さまざまな人権問題については、人権擁護委員が心配ごと相談や人権相談の場に対応し、町や法務局等と連携し問題の解決にあたっています。

今後も人権擁護委員で構成する地区や県の協議会における研修会への参加や交流を通じて問題解決の取り組みに努めます。

(イ) 同和問題をはじめとした、子ども、女性、障がいのある人等の人権問題については、相談内容や対象者別に関係各課の窓口においても対応ができるよう、国や県の関係機関との連携を図ります。

#### ③ 救済・支援体制の充実

(ア) 人権問題の相談者に対して、相談を受けた主管課が町の関係部署や法務局等

の関係機関・団体と連携し、相談者の立場に立って、救済・支援が図れるよう体制の充実に努めます。

(イ) 虐待やDV等で緊急を要する人権侵害については、関係機関との連携により被害者の一時的な保護等も含め、被害者の救済が図れるよう体制の充実に努めます。

また、高齢者、障がいのある人等の福祉サービス等に関し、苦情対応や権利擁護のため、地域包括ケアシステム等体制の充実に努めます。

#### ④ 相談機関の連携・協力

人権問題への総合的な対応については、法務局等の国の機関、県、人権擁護委員等に関係する専門的な相談支援機関との連携強化を図ります。

また、人権問題に関する啓発や町民の相談支援について、迅速かつ柔軟に対応すべくNPO等各種団体との連携に努めます。

## 4 調査研究、情報収集・提供の推進

人権問題の多くは、心や意識の問題として潜在しているとともに、風習や制度とも関連していて、その実態をとらえることは、非常に困難になっています。依然として、社会の中ではさまざまな偏見や差別が存在し、インターネットを利用した悪質な人権侵害も増加しています。

こうした事象の背景や課題を明らかにするためには、「人権意識調査」をはじめとして、学校、企業、民間団体など、さまざまな機関や団体と連携し情報を収集・活用する必要があります。

また、先進自治体の取り組み事例の研究を行い、本町の取り組みに取り入れていくことも重要であると考えられます。

本町では、町民の声を聞き、着実に施策に反映させることにより、人権問題の解決にむけて効果的な施策の推進に努めます。

#### ① 効果的な啓発の研究

海陽町人権教育協議会をはじめとした関係機関・団体と連携し、新たな人権問題や社会的関心の高い人権問題について研修を行い、啓発に活用します。

#### ② 人権意識調査

町民人権意識調査を実施し、人権問題に対する町民の意識実態を踏まえた、効果的な啓発の在り方を研究します。

## 5 さまざまな主体との協働の推進

人権問題の解決は、行政施策のみで実現されるものでなく、町民一人一人が人権問題を自分自身の問題としてとらえ、行動することによって実現されます。

一人一人の町民が、かけがえのない個人として尊重され、自立した個人として暮らすことができる社会づくりのため、町民と行政の適切な役割分担、協働による取り組みのもと、ボランティア団体や企業、NPO等各種団体がともに知恵を出し合い、協働を推進していきます。

### ① 人権学習の促進

町民の自主的な人権学習の取り組みを促進するため、学習会や研修を行う際に、講師紹介や各種啓発ビデオ・DVD等の紹介を行い、町図書館や県人権施設と連携し、学習会や研修の支援を行える体制を整えていきます。

### ② 関係団体との連携

NPOやボランティア団体との連携を推進し、活動内容の紹介をするなど可能な限りの支援を行います。

## 第3章 分野別人権施策の推進

人権施策の推進にあたっては、同和問題、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、病気にかかわる人の人権等に関わる人権問題を重要課題として設定し、この総合計画の理念を尊重し、海陽町総合計画や個別計画等に基づき、積極的かつ効果的な施策の推進を図ります。

### ○ 同和問題（部落差別）

本町では、同和問題の早期解決を町政の重要課題として、昭和40年（1965年）の「同和対策審議会答申」の中で謳われている、同和問題の解決は「国の責務であり、同時に国民的課題である」との精神に基づき、昭和44年（1969年）の「同和対策事業特別措置法」をはじめとする特別措置法が施行されて以降、同和対策事業を推進してきました。

同和問題の解決に向けたこれまでの取り組みにより、生活環境をはじめ、さまざまな面で存在していた格差は相当程度改善されましたが、依然として、社会の中では差別意識は存在しており、インターネットを悪用した差別的な書き込みや匿名性の高い差別事象が後を絶ちません。

このような中で、平成28年（2016年）12月に「部落差別解消推進法」が施行されました。国の法律として初めて「部落差別」という言葉が使用され、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを明記し、部落差別の解消に向けて、国及び地方公共団体がその解消のための施策を講じるよう求めています。

本町でも、「部落差別解消推進法」の趣旨を踏まえ、部落差別の解消に向けて、地域の実情に応じた施策の推進を図ります。

#### ① 教育の推進

子どもたちが、人権について正しい知識を身につけ同和問題への適切な対応ができるよう、幼児児童生徒の発達段階に応じて、学校等では、人権尊重の視点を取り入れた指導計画に基づき教育活動を実践していきます。同和問題については歴史的経緯を正しく理解し、差別を許さない人権尊重の教育を進めます。

家庭においては、保護者が同和問題に関して正しい理解と認識を持ち、子どもに適切な指導ができるよう、保護者を対象とした学習会を開催します。

また、教職員の資質向上や指導力の向上をめざし、関係機関や関係団体と連携し、同和問題に特化した研修の充実を図ります。

## ② 啓発活動の推進

同和問題に対する正しい理解と認識を深め、差別意識の解消を図るため、啓発行事や研修会・学習会などを積極的に開催します。

企業等への啓発については、採用や雇用における人権侵害を防ぐとともに、職場内での人権意識を高めることができるよう、正しい理解と認識を深める啓発を行います。

えせ同和行為については、同和問題の解決を妨げることになることから、関係機関との情報交換や連携強化に努めます。

## ③ 人権のまちづくりの支援

町民が同和問題についての学習機会を確保できるよう、人権講座の開催や地域への積極的な働きかけを行い、地域での効果的・自発的な学習活動の支援に取り組みます。

## ④ 相談体制の充実

同和問題に関するさまざまな差別や偏見、人権侵害等に関する相談体制を福祉人権課及び隣保館を拠点に充実します。また人権擁護委員とも連携を密にして、差別事象などの人権侵犯に関わる事案に対しては、法務局をはじめとした各種関係団体・機関と連携・協力を強化し、再発防止に努めます。

## ○ 女性

男女共同参画社会の実現に向けては、国においては平成11年（1999年）に「男女共同参画社会基本法」が施行されました。また、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」や「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」が整備され、職場等での環境整備が進められています。

県では平成9年（1997年）に「徳島県女性総合計画」、平成14年（2002年）に「徳島県男女共同参画推進条例」が制定され、この条例に基づき平成19年（2007年）に「徳島県男女共同参画基本計画」が策定されました。令和元年に「誰もが輝く『未知のとくしま』創生プラン～徳島県男女共同参画基本計画（第4次）～」に改正されています。

しかし、人々の意識や行動、社会の慣習・慣行の中で、未だに女性に対する差別や偏見、固定的な役割意識が今なお残存しています。配偶者等からのドメスティック・バイオレンス（DV）等女性に対する暴力やストーカー行為など、女性に対する暴力や性的嫌がらせは大きな社会問題となっています。

町民一人一人が、性別に関わりなく、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの

意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき」男女共同参画社会の実現をめざします。

#### ① 男女共同参画意識の啓発

(ア) 家庭や地域、職場等、あらゆる場面において、男女共同参画の意識を促すため、男女共同参画の考え方の普及と啓発を行います。

(イ) 学校・社会教育等において、男女平等・対等意識を醸成するとともに、教職員の男女共同参画意識を高める研修や啓発等を進めます。

#### ② 社会参加の拡大

(ア) 町の審議会等で女性の意見や考えを反映させていくことができるよう、女性委員の積極的な登用を推進するとともに、町女性職員の管理職等への登用を図ります。

(イ) 就業に関連する情報の収集や提供を行うとともに、就業者・事業者にワークライフバランスやワークシェアリング、フレックスタイム制等多様な就労形態の情報提供や啓発に努めます。

## ○ 子ども

平成6年(1994年)に批准された「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」では、子どもの「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を擁護し、子どもの最善の利益のために行動しなければならないと定められています。

本町では、このことを踏まえ、子どもが「人として尊ばれ」「社会の一員として重んじられ」「よい環境の中で育てられる」よう環境の整備を進めます。

しかし、子どもを取り巻く環境は、少子・高齢化の進行や家庭環境の多様化、SNSをはじめとする情報化の進展や価値観の多様化などにより著しく変化し、さまざまな課題を生みだしています。

その中でも、いじめ問題をはじめ不登校などの問題や子どもへの虐待といった事例については、身近な関係機関が連携し対応するなど、早期発見や再発防止のための体制整備の充実が重要となっています。

さらに子どもの貧困や有害図書類(書籍・雑誌・DVD等)やインターネットの有害サイト、「ネットいじめ」の低年齢化など、子どもを取り巻く社会環境はますます悪化しています。

このような環境から子どもを守るためには、家庭や学校、地域社会、関係機関・団体が一体となった取り組みを一層強化する必要があります。

① 子どもの人権に関する啓発・情報提供

子どもの人権を守る機運を醸成するため、海陽町民生児童委員協議会や海陽町人権擁護委員など関係団体と連携し、地域全体で啓発活動に取り組みます。

② いじめや差別等への積極的対応

(ア) いじめ等について教職員をはじめとした関係者が早期発見に努めるとともに、相談窓口の周知・啓発を進めます。

(イ) いじめの未然防止、早期発見、早期対応により、いじめの解消に努めます。

(ウ) 子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、子どもや保護者が気軽に相談できる相談体制づくりに努めます。

③ 児童虐待の早期発見や予防のための連携

(ア) 児童虐待を未然に防ぐため、保護者の子育てに対する不安や負担を軽減するよう、相談支援体制の充実を図ります。

(イ) 就学前保育・教育と小・中学校教育が円滑につながるよう、連携を強化するとともに、教育や子育てに関する親と子の推進講座などの充実を図ります。

④ 不登校児童・生徒及びその保護者への支援

学校並びにスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携を図り、学校に「子どもと親の相談員」を配置するなど、不登校児童・生徒、保護者への相談体制の充実に努めます。

⑤ 子どもの貧困対策

(ア) 「子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることのないよう」子どもの貧困対策に地域ぐるみで取り組む機運を高めるため、貧困対策に関する情報を提供します。

(イ) 親から子どもに引き継がれる「貧困の連鎖」を断ち切るため、「学校を子どもの貧困対策のプラットホーム」と位置づけ、子育て支援と教育支援の一体的事業展開を図ります。

(ウ) 子どもの貧困対策に活動しているNPOやボランティア団体等の取り組みを

支援します。

## ○ 高齢者

本町の高齢化率については、令和3年（2021年）で45.9%ときわめて高く、今後、将来人口構成比をみても人口に占める高齢者の割合は増加の傾向を示しており、団塊の世代が後期高齢者を迎える令和7年（2025年）には48.0%となる見込みです。

平成12年（2000年）に介護保険制度が導入され、高齢者を社会全体で支えることをめざし、介護保険サービスの整備が図られてきたところです。

しかし、急速な高齢化や核家族化により、高齢者を取り巻く状況は大きく変化し、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加や孤立化、認知症高齢者の増加や介護する家族の負担増、それに伴う高齢者虐待などの問題への対応が課題となっています。さらには、暴力、遺棄、財産奪取、悪質な商行為等により高齢者の人権が著しく侵害されています。

本町では、これらの社会情勢の変化に対応すべく、行政はもとより、町民や関係団体・事業者等、多様な人たちが連携し高齢者を支える仕組みを構築するとともに、成年後見制度や権利擁護事業の活用を図り、高齢者が社会に参加し、自立した生活を継続し、健康寿命を延ばせるよう努めているところです。海陽町では高齢者見守り事業をはじめとして、医療・介護・予防・住まい・生活支援の一体的な提供を図り、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、「地域包括ケアシステム」の深化・推進に努めます。

### ① 生きがいつくり事業の充実

（ア）老人クラブの活動等を通じて、生きがい、社会参加、閉じこもり防止、認知症予防、社会参加の促進を図り、いきいきとした人生が送れるよう支援します。

（イ）地域包括支援センターの機能充実により、健康づくりと介護予防を推進します。

### ② 啓発活動の推進

（ア）高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、すべての町民や関係団体が高齢者の人権について正しい理解と認識を持つとともに、自らの問題としてとらえるための啓発を行います。

(イ) 認知症高齢者を地域で見守っていくため、「認知症サポーター」の養成を進め、認知症に理解のある地域づくりに取り組みます。

③ 福祉サービスの充実

(ア) 介護サービスの計画的な整備を進め、介護サービスを充実のうえ円滑な提供を図ります。

(イ) 福祉人材の育成・支援やサービスの向上に努めます。

④ 高齢者の自立と社会参加の支援

(ア) 高齢者に対する人権侵害の発生を防止し、高齢者が多様な相談を気軽にできるよう、民生委員・児童委員、地域包括支援センターと連携し、相談体制づくりに努めます。

(イ) 高齢者の相談に係る職員等への研修を実施し、資質向上に努めます。

(ウ) 海陽町シルバー人材センターにおいて、就労を通じて高齢者の社会参加と生きがいづくりのため、就労意欲のある高齢者の会員の増加と就業機会の創出を図ります。

⑤ 認知症高齢者等の権利擁護

(ア) 高齢者の権利を守る制度の周知を図り、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の利用を積極的に支援します。

(イ) 高齢者の消費者被害を防ぐとともに、早期発見・早期対応ができるよう、関係機関と連携して消費者相談を充実します。

(ウ) 高齢者の虐待の早期発見に努め、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」等関係法令の規定に基づき、それぞれのケースに応じた適切な措置、指導支援を行います。

## ○ 障がいのある人

国においては、平成28年(2016年)4月に、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項や、国や地方公共団体等と民間事業者における差別を解消するための措置などを定めた「障害者差別解消法」が施行され、同年6月には「障害者の日常

生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が改正され、障がいのある人が住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実を図るとともに、地域住民への意識啓発の推進が求められています。

県では、平成30年3月に「徳島県障がい者施策基本計画」を策定したが、令和3年（2021年）3月に中間見直し版が出されました。この計画の基本理念は「障がいの有無に関わらず、全ての県民が互いに人格や個性を尊重し、活躍できる徳島づくり」となっています。

こうした状況の中で、本町では、平成30年（2018年）4月に、「第3次 海陽町障がい者計画」を策定しました。「ともに暮らしを支えあう、自分らしい暮らしをかなえるまちへ」を基本理念とし、障がいのある人が住み慣れた地域で、ともに暮らしを支えあう 自分らしい暮らしをかなえるまちをめざし、さまざまな施策を推進しています。

#### ① 教育の推進

（ア）障がいのある子どもが、早期に必要な療育・幼児教育、保育が受けられるよう、各関係機関との連携を図り、きめ細かい施策を展開します。

（イ）障がいのある子どもを受け入れる教育・保育施設等の環境改善並びに保護者に対する就学等についての相談体制の充実を図ります。

#### ② 啓発活動の推進

（ア）障がいのある人に対する偏見や差別意識を解消し、正しい理解と認識を持ち、年齢や障がいの有無などにかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し合え、安心して暮らせる「共生社会」を実現するため、啓発を行います。

（イ）町広報紙・ホームページ等、あらゆる機会を活用し、広報・啓発活動を推進します。

#### ③ 障がいのある人の自立・社会参加支援

（ア）障がいのある人や家族が適切なサービスをいつでも利用できるよう、わかりやすい情報提供に努め、気軽に相談できる体制を整備し、サービス等の基盤整備・充実を図ります。

（イ）障がいのある人が、身近な地域で自立した生活を送り、地域における活動に積極的に参加できるよう、スポーツ・レクリエーション、文化活動の推進並びに成年後見制度等の周知普及に努め、権利擁護の推進を図ります。

(ウ) 障がいのある人の就労を促進するため、公共職業安定所等関係機関と連携を図り、企業や福祉関係者の理解と認識を深める啓発活動を促進し、就労機会の充実に努めます。

#### ④ 共生社会の実現に向けた取り組みの推進

共生社会実現のため、インクルーシブ教育（障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に教育を受けること）の考えを踏まえ、障がいの有無にかかわらず、ともに学べるよう、特別支援教育の充実や地域・学校における支援体制を整備し、障がいのある子どもが、その有する力を最大限発揮できるよう努めます。

## ○ 外国人

我が国に入国する外国人は長期的に増える傾向にあり、経済をはじめさまざまな分野でのボーダーレス化、グローバル化の流れは、大都市圏だけでなく地方にも及び、地域で暮らす外国人は年々増加しています。そのため、外国人と接する機会も今後ますます増加することが予想されています。

このような中で、文化、言語、宗教、習慣等の違いから、外国人であることを理由に宿泊拒否や賃貸住宅への入居拒否、さらには在日外国人に向けたヘイトスピーチ問題等さまざまな人権問題が発生しています。

本町では、同じ地域、会社で、ともに暮らす・働く仲間として互いに尊敬し、日本に居住する外国人に関し、異なる文化や習慣、価値観等を認め合いながら、外国人に対する偏見や差別意識を解消し、安心して暮らせる多文化共生の社会づくりをめざした取り組みに努めます。

#### ① 教育・啓発活動の推進

(ア) さまざまな国の異なる文化や言語・宗教・習慣等を理解し、互いに尊重し、外国人への差別意識を解消し、外国人が地域の一員として暮らしやすい、多文化共生の社会づくりのための啓発に取り組みます。

(イ) 平成28年（2016年）6月に施行された「ヘイトスピーチ解消法」に基づき、ヘイトスピーチ解消の必要性に対する理解が深まるよう、情報の収集・提供を行うとともに、教育・啓発に努めます。

#### ② 国際理解・日本語教育の推進

(ア) 学校等へのALT（英語指導助手）・CIR（国際交流員）の配置を通じて、国際理解教育を推進するとともに、町内に居住し、生活する外国人に対して、日本

語の基礎を学習する機会の提供に努めます。

(イ) 国際交流や国際協力に取り組む各種団体等と連携し、情報の収集・提供に努め、広く町民等に国際交流や異文化に対する理解を深めていきます。

③ 生活情報の提供・相談窓口について

(ア) 町内外の各種機関・団体が実施している外国人向けの生活情報や各種相談などのサービス情報の収集・提供に努めます。

(イ) 外国人の生活を支援するため、外国人向けの相談窓口の設置について検討します。

④ 就職の機会均等の確保

外国人労働者の適正な雇用と就労について、関係機関と連携し、企業・事業所等への情報提供や啓発チラシの配布などの啓発を進めます。

## ○ 病気にかかわる人

現在、新型コロナウイルスをはじめとした感染症に対する偏見が見受けられます。医療技術の進歩や医療体制の整備が進んでいる一方で、さまざまな病気に対する正しい知識と理解が十分に普及していないため、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）、HIV（ヒト免疫不全ウイルス）、ハンセン病などの感染症や、原因が分からない、または治療方法が未確立な難病、精神疾患にかかった患者・元患者等の病気にかかわる人が、病気に対する偏見や誤解により、学校や職場、医療現場等において人権侵害を受ける現状があります。

HIVの感染力は非常に弱く、正しい理解があれば日常生活をともにすることができます。ハンセン病はもともと病原性の弱い「らい菌」による感染症ですが、感染したとしても発病することは極めてまれで、すぐれた治療薬により治る病気となっています。病気にかかわる人に対する誤った認識や偏見を解消するためには、正しい知識の普及に努め、病気にかかわる人や家族の人権に十分に配慮する取り組みが必要です。

また、新型コロナウイルスワクチンは体質や持病などさまざまな理由で、接種を受けることができない人もいます。接種の強要や、いじめ、職場や学校において不利益な取扱いなど、ワクチン接種に関する差別を行わないようにすることが大切です。

① 教育・啓発活動の推進

(ア) 学校や地域など、さまざまな場や機会をとらえ、病気や感染症に対する正し

い理解と認識を深める保健指導等の充実を深めるとともに、医師会等関係団体との連携を図り、幅広く保健の正しい知識の普及に努めます。

(イ) 町広報紙等を利用した正しい知識・理解の啓発に努め、町民に対する知識の普及を図ります。

## ② 難病患者等人権に係る啓発

町広報紙の活用や講演会等の開催を通して、町民に広く難病患者にかかわる正しい知識の普及を図ります。

## ○ 災害・避難所における人権

災害発生時には、誰もが切迫した状態にあり、強い不安やストレスが重なることから、人権に対する意識が薄らいでしまうことがあります。その結果として、乳幼児や妊婦、障がい者、高齢者、外国人などいわゆる災害弱者への配慮が不足し、時には心ない言動につながる怖れがあります。被災者の気持ちや、特別な配慮や援助を必要とする人やその内容について理解し、その気持ちに寄り添うことが重要であります。

防災計画の更新の際には人権的な視点からも検討を行い、災害弱者への配慮に努めます。

また、障がい者や高齢者など一般の避難所で過ごすことが難しい方が安心して避難することができる避難所運営支援や福祉避難所の運営についても充実を図るよう努めていきます。

## ○ 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人やその家族に対しては、まだまだ根強い偏見や差別意識があり、本人の努力にもかかわらず、社会復帰を極めて厳しいものにしていきます。

刑を終えて出所した人等が、再び社会の一員として円滑に生活を営むことができるようにするためには、本人の強い更生意欲と併せ、家族、職場、地域社会の理解と協力が必要です。

保護司・保護司会が、地域の関係機関・団体と連携しながら、更生保護活動が行われています。保護司会と連携し、人権的な視点からの啓発、社会復帰への支援が行える体制を整えるよう努めていきます。

## ○ 犯罪被害者等

犯罪被害者やその家族は、犯罪による直接的な被害のほかに、周囲の好奇の目や、いわれのない噂や中傷により傷つけられたり、プライバシーが侵害されたり、さまざまな人権侵害を受けています。

犯罪被害者とその家族の人権に配慮し、被害の回復と被害後に生じる精神的ショックや身体の不調、医療費の負担や経済的困窮等さまざまな二次的被害を受けないための啓発が必要です。

犯罪被害者の視点にたち、関係機関との協力のもと犯罪被害者に対する支援を行える体制を整えていきます。

## ○ インターネットによる人権侵害

情報社会の進展により、インターネットは広く普及し、誰でも利用できる手軽で便利なメディアとなっていますが、発信者の匿名性や情報発信の技術的・心理的な容易性から、誹謗中傷や、差別を助長する表現等の情報を掲載するなど、人権を侵害する行為が多く見られます。

高度情報化社会に対応して、インターネット上の人権侵害に対して、個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解を深めるための啓発活動を行い、インターネットを正しく使用し、人権侵害をなくすことが必要です。

また、コミュニケーション手段の一つとして広く活用されている SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）は、今や交流に便利なツールであり、今後も社会に欠かせないツール、社会基盤です。しかし、SNS 上での誹謗中傷や人権侵害など深刻な問題が増加しており社会問題へと発展しております。また、SNS 上での軽はずみな行動から犯罪に巻き込まれ、加害者となる危険性もあり対策が必要です。

サービスを利用する際にはネットが「公共の空間」であるという意識をもち、相手が見えない分、なお公正な判断が必要なことを十分理解した上で利用する必要があります。

SNS を利用する際には情報リテラシーを高めることが必要です。

インターネットや SNS に対する、正しい理解を深め、他人の人権を侵すことなく安全に利用できるよう、学習の機会を作っていくよう努めます。

## ○ 性的指向・性自認（LGBTQ）等の性的マイノリティ

性的マイノリティとは、同性が好きな人や、自分の性に違和感を覚える人、または性同一性障害などの人々のことを言います。

性的指向とは、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛（ヘテロセクシュアル）、同性に向かう同性愛（ホモセクシュアル）、男女両方に向かう両性愛（バイセクシュアル）を指し、偏見や差別が起きています。

性自認とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念です。生物学的な性（からだの性）と性の自己認識（こころの性）が一致せず、そのため違和感を覚えたり、身体の手術を通じて性の適合を望むことさえあり、周囲の心無い好奇の目にさらされたり、学校や職場、社会生活等において多くの困難や問題を抱え、不当な差別を受けている場合があります。

性の多様性に対する社会の関心が高まる中、性的指向・性自認に対する偏見や無理解による差別の解消にむけて、正しい理解が求められています。

LGBTQに対する、正しい理解が得られるよう啓発に努めていきます。

## ○ ホームレス

仕事の減少や、倒産、失業、病気やケガなどやむを得ない事情で、公園や河川敷、道路などでの生活を余儀なくされている人々がいます。こうした人々に対し、偏見や差別の対象としたり、嫌がらせや暴力を加えられるなどの事件が発生しています。

ホームレスについての正確な情報を知り、偏見や差別を解消するよう地域社会の理解と協力が得られるよう努めていきます。

## ○ 自殺対策の推進

自殺者数は年々減少傾向にあるものの、19歳以下の自殺者数は増加傾向にあり、重点課題として「子ども・若者の自殺対策」の推進が必要とされています。

自殺の原因は一つでなく、複数の要因が複雑に重なり合い、連鎖することによって自殺に至っています。学校や仕事の悩み、身体や心の病気、過労、金銭的問題、家族関係など、どれも誰にでも起こり得ることです。

自殺の対策には、誤解や偏見をなくし、正しい知識の普及のため関係団体及び民間団体等と連携し、情報の収集・提供や相談体制が必要です。

また、職域、学校、地域等において「こころの健康」の保持に係る教育、啓発が必要であり、ゲートキーパー（自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図れる人）等により、悩んでいる人に気づき、寄り添い、かかわりを通して「孤立・孤独」を防ぎ支援することが重要です。相談体制の充実を図り、支援が行える体制を整えるよう努めていきます。

## 第4章 推進体制

### 1 庁内推進体制

この計画は、海陽町総合計画が定めた本町の将来像「笑顔 つながる 海陽～もっと ずっと住み心地の良いまちをめざして」の実現のため、本町が進めるべき行政施策について、人権の視点から取りまとめたものです。

この計画の基本理念に掲げた「住民一人一人の人権が尊重され、差別のない誰もが暮らしやすい社会の実現」を目指して、庁内体制の充実を図り、関係部署の連携のもと、人権施策の総合的かつ計画的な推進に取り組みます。

### 2 国、県、関係機関・団体との連携

この計画を効果的に推進し、広範な取り組みとして展開できるよう、国及び県等の関係団体がそれぞれの立場で社会的役割を十分発揮できるよう、緊密な連携を図るとともに、協力体制の充実に努めます。

### 3 町民、ボランティア・NPO、企業等との連携・協力の推進

人権尊重のまちづくりを推進するため、効果的な人権施策の推進には、行政だけの活動では限界があり、多様な主体と協働して推進することが必要となります。

町民一人一人が相互に基本的人権を尊重し、人権を日常生活の問題としてとらえ、他人事ではなく自分の問題として考え、学び、行動することが重要となります。

そのため、町民、ボランティア・NPO、企業等との連携・協力の推進を図るとともに、あらゆる場における自主的な活動に対しての支援に努めます。

資料1 海陽町部落差別撤廃・人権擁護に関する条例

資料2 徳島県部落差別事象の発生の防止に関する条例

資料3 部落差別の解消の推進に関する法律

資料4 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

資料 1

## 海陽町部落差別撤廃・人権擁護に関する条例

平成 18 年 3 月 31 日

条例第 111 号

改正 令和元年 6 月 20 日 条例第 3 号

(目的)

第 1 条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法の理念及び同和対策審議会答申の精神、部落差別のない社会の実現をめざす部落差別の解消の推進に関する法律(平成 28 年法律第 109 号)等にのっとり、町民の責務、海陽町(以下「町」という。)の施策等その他部落差別撤廃・人権擁護に関し必要な事項を定めることにより、部落差別撤廃・人権擁護を図りもって平和な明るい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(町民の責務)

第 2 条 すべての町民は、相互に基本的人権を尊重し、国及び地方公共団体が実施する部落差別撤廃・人権擁護に関する施策に協力するとともに部落差別及び人権侵害に関する行為をしてはならない。

(町の施策等)

第 3 条 町は、部落差別撤廃のために必要な環境改善対策に関する事業及び就労対策、産業の振興、教育対策、啓発活動等の人権擁護に関する施策を積極的に推進するものとする。この場合においては住民の自主性を尊重し、自立向上の意欲を助長するよう配慮しなければならない。

(総合計画)

第 4 条 町は、部落差別撤廃・人権擁護に関する総合計画を策定するものとする。  
2 前項の施策の策定及び推進に反映させるため、必要に応じ、実態調査、意識調査等を行うものとする。

(相談体制の充実)

第 5 条 町は、部落差別をはじめ、あらゆる差別に関する相談に的確に応じるため、相談体制の充実に努めるものとする。

(教育及び啓発の充実)

第 6 条 町は、町民の人権意識の普及高揚を図るため、関係団体と連携のうえ、人権教育及び人権啓発を積極的に推進し、人権擁護の社会づくりに努めるものとする。

(行政組織の整備)

第 7 条 町は、部落差別撤廃・人権擁護に関する施策を推進するため、国・県及び関係団体と連携を図り推進体制の整備に努めるものとする。

(審議会)

第 8 条 町は、部落差別撤廃・人権擁護に関する重要事項を調査審議するため、海陽町部落差別撤廃・人権擁護審議会を置く。

(委任)

第 9 条 審議会の組織及び運営については、規則で定める。

## 資料 2

### 徳島県部落差別事象の発生の防止に関する条例

平成8年12月25日

#### (目的)

第一条 この条例は、部落差別の解消を図る見地から、同和地区(歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域をいう。以下同じ。)に居住していること又は居住していたことを理由としてなされる結婚及び就職に際しての差別事象(以下「結婚及び就職に際しての部落差別事象」という。)の発生の防止について県、市町村、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、特定の個人の結婚及び就職に際しての当該特定の個人又はその親族の現在又は過去における同和地区での居住に係る調査(以下「調査」という。)の防止に関し必要な事項を定めることにより、結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生を防止し、もって県民の基本的人権の擁護に資することを目的とする。

#### (県の責務)

第二条 県は、結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生を防止し、県民の基本的人権の擁護に資するため、国及び市町村と協力して必要な啓発を行うものとする。

#### (市町村の責務)

第三条 市町村は、結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生を防止し、住民の基本的人権の擁護に資するため、必要な啓発に努めるとともに、県が実施する施策に協力するものとする。

#### (県民及び事業者の責務)

第四条 県民及び事業者は、この条例の精神を尊重し、自らの啓発に努めるとともに、県及び市町村が実施する施策に協力するものとする。

2 県民及び事業者は、自ら調査を行い、又は調査を依頼し、若しくは受託する行為、調査に関する資料を提供する行為その他の結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生につながるおそれのある行為をしてはならない。

#### (指導及び助言)

第五条 知事は、県民及び事業者に対し、結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生を防止する上で必要な指導及び助言をすることができる。

(申出)

第六条 調査の対象とされた者又は当該調査の発生を知った者は、その旨を知事へ申し出ることができる。

(勧告等)

第七条 知事は、県内に事務所若しくは事業所又は住所を有する事業者(以下「県内事業者」という。)が自ら調査を行い、又は調査を依頼し、若しくは受託したと認めるときは、当該県内事業者に対し、当該調査を中止すべき旨及び結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生の防止のために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を行うに当たり必要な限度において、県内事業者に対し、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。

3 知事は、県内事業者が第一項の規定による勧告に従わないとき又は前項の規定による必要な資料の提出若しくは説明を拒否したときは、その旨を公表することができる。

4 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該県内事業者に対しその旨を通知し、当該県内事業者又はその代理人の出席を求め、意見の聴取を行わなければならない。

(解釈及び運用)

第八条 この条例は、基本的人権の尊重の精神に基づいて、これを解釈し、及び運用するようにしなければならない。

(規則への委任)

第九条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第六条及び第七条の規定は、平成九年四月一日から施行する。

### 資料3

## 部落差別の解消の推進に関する法律

(平成28年法律第109号)

#### (目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

#### (基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

#### (国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

#### (相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

#### (教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別

を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

#### 資料4

### 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年12月6日

法律第147号

#### (目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

#### (基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

#### (国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)

にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### (地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### (国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

#### 資料 4

##### (基本計画の策定)

第 7 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

##### (年次報告)

第 8 条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

##### (財政上の措置)

第 9 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

#### 附則

##### (施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 8 条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

##### (見直し)

第 2 条 この法律は、この法律の施行の日から 3 年以内に、人権擁護施策推進法（平成 8 年法律第 1 2 0 号）第 3 条第 2 項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

